

20084002/A

厚生労働科学研究費補助金  
健康安全・危機管理対策総合研究事業

結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり  
並びに現任教育プログラムの開発に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 春山 早苗  
(自治医科大学看護学部教授)

平成 21 (2009) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金  
健康安全・危機管理対策総合研究事業

結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり  
並びに現任教育プログラムの開発に関する研究

平成 20 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 春山 早苗  
(自治医科大学看護学部教授)

平成 21 (2009) 年 3 月

## 目次

I	総括研究報告	
	結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり 並びに現任教育プログラムの開発に関する研究	1
	春山 早苗 (自治医科大学看護学部)	
II	分担研究報告	
1	感染症予防のための保健所保健師活動ガイドライン	9
	春山 早苗 (自治医科大学看護学部)	
2	感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドライン	17
	小池 亜紀子 (栃木県県南健康福祉センター)	
3	感染症発生時に備えた 保健所内外の体制づくりのためのガイドライン 1	19
	山口 佳子 (杏林大学保健学部)	
4	感染症発生時に備えた 保健所内外の体制づくりのためのガイドライン 2	27
	大澤 真奈美 (群馬県立県民健康科学大学看護学部)	
5	新型インフルエンザ対策に関わる 保健所保健師の基本的な活動指針	31
	櫻山 豊夫 (東京都福祉保健局)	
6	感染症対策において保健所保健師に求められる能力	35
	森 仁実 (岐阜県立看護大学看護学部)	
7	感染症業務に関わる 保健所保健師の現任教育プログラムの検討	41
	鈴木 久美子 (自治医科大学看護学部)	

総括研究報告

結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり

並びに現任教育プログラムの開発に関する研究

結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり  
並びに現任教育プログラムの開発に関する研究

研究代表者 春山 早苗 自治医科大学看護学部教授

**研究要旨：**昨年度実施した、全国の感染症担当保健所保健師を対象とした活動実態調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を明確にすると共にその活動方法を検討し、感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドラインを作成した。同様に昨年度実施した、保健所保健師対象の研修の本庁担当職員及び感染症担当保健所保健師への調査結果から、感染症業務に関する保健所保健師の研修ニーズ及び感染症対策において保健所保健師に求められる能力、研修企画の目的を明確にし、感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムを作成した。感染症担当の保健所保健師、並びに、入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種、保健所保健師対象の研修担当保健師へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集によりガイドライン及び現任教育プログラムを精練した。

**研究分担者**

鈴木久美子 自治医科大学看護学部講師  
小池亜紀子 栃木県南健康福祉センター主査  
櫻山 豊夫 東京都福祉保健局技監  
山口 佳子 杏林大学保健学部准教授  
大澤真奈美 群馬県立県民健康科学大学  
看護学部准教授  
森 仁実 岐阜県立看護大学准教授

**A. 研究目的**

感染症対策においては感染症発生時の対応と共に感染症を予防し、また感染症の発生に備えた平常時の体制づくりが重要となる。世界各国と同様、新型インフルエンザの発生に備えているわが国において、その重要性はますます高まっている。

保健所保健師は感染症対策に関わる対人支援の第一線で、他職種と連携しながら活動している。しかし、保健所の統廃合の結果、感染症担当保健師は少数となり、感染症対策に関わる一員としての保健師の役割、特に平常時における活動の実態は明らかになっていない。さらに、前述した状況において保健師には看護専門職と

して自立した判断と活動が求められるが、その能力育成を目的とした現任教育は十分ではない。

本研究の目的は、平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動と保健所の活動体制の実態を調べ、その成果と課題から重要となる保健師の活動や活動方法を明らかにし、平常時の保健所保健師活動のモデルとなるガイドラインを示すことである。本研究では、健康危機管理の観点から、複数の地域住民の生命、健康、生活の安全と安寧が脅かされる事態をもたらす感染症に焦点を当て、平常時の体制づくりとして感染症予防活動と感染症発生を早期に発見するための情報収集活動、感染症発生に備えた活動について検討する。さらに、感染症担当等の保健師を対象とした現任教育の実態を調べ、その成果と課題の分析から現任教育プログラムを検討する。

**B. 研究方法**

本研究は2年計画であり、本年は最終年にあたる。

昨年度は、文献検討と討議に基づき調査項目を検討し、保健所保健師と他職種への面接調査

により活動状況を詳細に調べた。その結果に基づき、全国の感染症担当保健所保健師を対象とした質問紙調査を実施し、活動実態、その成果と課題を明らかにした。また、文献検討と感染症を担当する本庁及び保健所の保健師を対象に感染症業務に関わる現任教育について面接調査を実施した。その結果に基づき保健所保健師を対象とした研修の本庁担当職員と感染症担当保健所保健師への質問紙調査を実施し、現任教育の実態と課題を明らかにした。

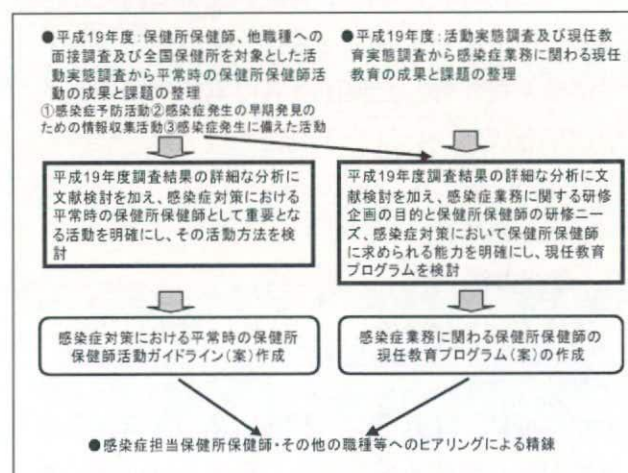
本年度の研究計画の流れを図に示す。本年度は以下を実施した。

### 1 感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドラインの作成

昨年度調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を明確にし、その活動方法を検討した。その結果に基づき、感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドラインの案を作成し、感染症担当の保健所保健師、並びに、入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種、保健所保健師を対象とした研修の担当保健師へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集によりガイドラインを精練した。

### 2 感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムの作成

図 本年度の研究計画の流れ



昨年度調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症業務に関する保健所保健師の研修ニーズと感染症対策において保健所保健師に求められる能力、研修企画の目的を明確にした。その結果に基づき、感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムの案を作成し、感染症担当保健所保健師及び入職3～4年目の保健師、他の保健所内職種、保健所保健師を対象とした研修の担当保健師へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集により現任教育プログラムを精練した。(倫理的配慮)

ヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集を依頼する対象者の所属施設長に対し、文書により本研究の趣旨及び協力を依頼し、了解を得た。ヒアリング対象者に対し、文書により本研究の趣旨等を説明し、文書又は口頭により研究協力への同意を得た。自記式意見記入用紙による意見収集を依頼する対象者へも文書により同様に説明し、自記式意見記入用紙の返信をもって同意が得られたとみなした。

## C. 研究結果

### 1 感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動

感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を【感染症予防と早期発見に関わる保健所保健師の活動】、【感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくり】、【新型インフルエンザ対策に関わる保健所保健師の活動】に大別して以下に述べる。

#### 1) 感染症予防と早期発見に関わる保健所保健師の活動

昨年度調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し抽出された感染症予防と早期発見に関わる保健所保健師として重要となる活動を表1に示す。

表1 感染症予防と早期発見に関わる保健所保健師として重要となる活動

I 感染症予防のための活動
1.医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動
2.教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動
3.感染症予防のための啓発活動(健康教育や研修)
4.予防接種の推進活動
5.感染症予防活動としての相談対応
II 感染症の早期発見のための活動
1.平常時の地域診断
2.情報収集活動

## 2) 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくり

1)と同様に抽出された感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりにおいて重要となる活動を表2に示す。

表2 感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりにおいて重要となる活動

I 感染症発生時に備えた保健所内の体制整備
1.第一報の受理から初動体制づくりまで 保健所閉庁時の第一報受理体制、保健所開庁時の第一報受理体制、初動体制づくり、管理職不在時の対応
2.初動対応から終息宣言まで 感染者情報の管理、所内関係職員の情報共有、感染症担当保健師と所内職員との協働
3.終息宣言の後
II 所内職員を対象とする感染症対策のための研修
III 関係機関や住民との連携・協働体制づくり
1.関係機関との連携・協働体制づくり 地方衛生研究所、医療機関・医師会、市町村、教育委員会
2.住民との連携・協働体制づくり
IV 感染症の発生時対応に関するマニュアル
V 感染症の集団発生を想定した訓練の実施
VI 感染症発生時の対応に従事する保健所職員の健康管理
1.感染予防対策
2.毎日の健康チェックと有症状時の対応
3.ストレス対策

## 3) 新型インフルエンザ対策に関わる保健所保健師の活動

同様に抽出された新型インフルエンザ対策に関わる保健所保健師として重要となる活動は、新型インフルエンザのリスクの啓発活動、新型インフルエンザの発生に備えた相談体制づくり、住民一人ひとりのセルフケア力を高める活動、発生時に備えた要介護者支援体制づくりであった。

## 2 感染症業務に関する保健所保健師の研修ニーズ

昨年度調査結果の詳細な分析により明らかになった保健所保健師の感染症業務に関する研修ニーズを表3に示す。

表3 感染症担当保健師が考える保健所保健師の感染症業務に関する研修ニーズ

対象	研修ニーズ
感染症担当保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に対応するための的確な感染症情報の入手</li> <li>・個別の対応場面で必要な技術・知識の獲得</li> <li>・疫学調査の企画・進行管理の理解</li> <li>・感染症発生時の対応体制充実のための学習</li> <li>・地域の連携体制の構築に資する学習</li> <li>・今後の感染症対策の方向性の理解</li> </ul>
感染症担当ではない保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表的な感染症の理解</li> <li>・感染症発生時の基本的な活動方法の理解</li> <li>・感染症発生時に応援者として活動する際の保健師の役割の理解</li> <li>・感染者への個別支援方法の理解</li> </ul>
他職種との合同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の関係者による情報管理の方法</li> <li>・チーム全体としての機能を高めるための学習</li> </ul>

## 3 感染症対策において保健所保健師に求められる能力

昨年度調査した感染症対策に関わる保健所保健師の活動の詳細な分析と、前述した感染症業務に関する保健所保健師の研修ニーズに、文献検討を加え研究者間で討議した結果、感染症対策において保健所保健師に求められる能力は、保健所内外の【他職種や住民と連携・協働するための能力】、【情報収集・分析能力】、【感染者・家族等への対人支援能力】と整理された。また、公衆衛生の第一線機関である保健所の職員には職種の種別に関わらず、他職種との協働により感染症対策にあたるのが求められるため、【保健所職員として役割を遂行するための能力】を加え、保健所職員、専門職、感染症担当でない保健師、感染症担当保健師の対象別に、各能力の具体的な内容を検討した(表4)。

表4 感染症対策において保健所職員に求められる能力

	保健所職員として役割を遂行するための能力	他職種や住民と連携・協働するための能力				情報収集・分析能力		患者・家族等への対人支援能力		
		保健所内		保健所外 (関係者・関係機関・住民)		平常時	感染症発生時	支援が必要な人の把握と支援	二次感染予防	継続支援
		平常時	感染症発生時	平常時	感染症発生時					
保健所職員 専門職	感染症対策における保健所の位置づけを理解して対応できる	管内の感染症対策に関連する機関とその役割が理解できる	関係機関の役割を理解して対応できる	管内の感染症に関する情報を把握できる	保健所の専門性に基づく情報収集・分析を行い、管内で共有して機対すべき情報を選択して提示できる	組織の指示に基づき原因特定および接触者確定のための調査を確実に実施し報告できる	患者・家族等に二次感染予防のための教育・指導ができる			
		所属部署の役割と指示命令系統、各職種の専門性と役割を理解し、自らの役割を判断して遂行できる	担当業務において感染症発生時の連携を要請した関わりを関係機関ともつことができる	患者・家族への支援において関係者との連携ができる	管内の感染症に関する情報を把握できる	組織の指示に基づき原因特定および接触者確定のための調査を確実に実施し報告できる	患者・家族等に二次感染予防のための教育・指導ができる			
感染症担当保健師	患者・家族の立場や人権に配慮した対応を行うことができる	患者の発生状況と感染拡大の可能性に応じて、必要な業務を判断し優先順位を考慮して実施すべきことと対応が必要なことを明確にできる	感染症発生を想定した対応について関係機関と協議できる	情報が必要な関係機関や住民を判断して適時に適切な情報提供ができる	患者・家族のニーズに応じて関係機関と連携・調整を図れる	地域内資源を活用して必要な情報収集を継続的に行える	患者・家族の不安や生活への影響をとりえて必要な支援ができる	関係機関と生活への影響を考慮し、必要に応じて継続的に支援できる	感染症罹患による生活への影響をとりえて必要な人に継続的に支援できる	

#### 4 感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドラインの作成

##### 1) 目的

感染症対策において重要となる平常時の保健所保健師活動の視点と役割を示し、感染症対策を担う組織の一員として、また保健師の専門性に依拠して、他職種との協働により感染症予防や感染症の発生に備えた活動を推進するために活用できるものとするを目的とした。また、各自治体や保健所保健師の活動事例や工夫点も盛り込み、保健師が活動方法の手がかりを得て、所属する保健所の状況に応じた活動方法を考え、展開していくために活用できるものとするを旨とした。

##### 2) 対象

昨年度の調査結果から、保健師経験の少ない保健師が感染症業務の担当となった場合や担当新任時に戸惑いが大きいことが示唆されたため、特に新人保健師と感染症業務担当の新任保健師を対象とした。

##### 3) 作成方法

感染症対策において重要となる平常時の保健所保健師活動を骨子に、調査や文献検討等研究過程で知り得た各自治体や保健所保健師の活動

事例や工夫点も盛り込み、より具体的に活動方法を示すよう務めた。新型インフルエンザ対策に関わる保健所保健師の活動については、国の行動計画に基づき、都道府県単位の対策の検討が進められている途上であり、昨年度の調査結果から保健所保健師の関与はまだ少なかったことから、保健所保健師として最低限知っておく必要のある基礎知識と課題を示した。

#### 4) 感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドラインに対する意見

ガイドラインについて、「実践に即した現実的かつ有用性のあるものかどうか」、「不足している視点や内容はあるか」、「その他の意見はあるか」という点からヒアリング又は自記式意見記入用紙による意見収集をした。対象は、4都県、12カ所の保健所等の感染症担当保健所保健師（経験者を含む）12名、入職3～4年目の保健師4名、その他の保健所内職種6名、研修担当保健師1名、計23名であった。

##### (1) 実践に即した現実性及び有用性からみたガイドラインに対する意見

「感染症予防と感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドライン」については、活動事例が複数掲載されており具体的でわかりや



すい、経験がなくても感染症業務における保健所保健師の役割が理解できる、医療監視や施設指導のポイントが役立つものである、施設側の立場に立った具体的なアイデアがよい等の意見があった。「感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン」については、段階毎に適確に整理されていて内容も非常にわかりやすい、活動事例が複数掲載されており実践的な活動がより理解しやすい、連携をとるべき部署や具体的な方法が明記されているため大いに活用できる等の意見があった。また、発生時対応に従事する職員の健康管理の項は、その必要性を職員自身に認識させることにつながるるとともに、体制整備のために人事担当部署等に提示する根拠として活用できるという意見があった。「新型インフルエンザ対策に関わる保健所保健師の基本的な活動指針」については、内容がわかりやすい、感染症業務担当以外の保健師や保健所に勤務する他職種にとってもわかりやすい等の意見があった。

## (2) ガイドラインについて不足している視点や内容

全体として、感染症の基本的な知識を身につけることの必要性を強調したほうがよいという意見があった。

「感染症予防と感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドライン」については、医療監視や施設指導の法的根拠を示したほうがよいという意見や、医療監視や施設指導において確認すべきポイントに加えるべき点、施設職員全体の感染症対策への関心を高めていく保健所の役割、嘔吐物・排泄物の処理、ゾーニング、施設を対象とした研修の方法や契機、施設の市町村・区所管課との連携等についての意見があった。また、教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動の重要性をもっと強調したほうがよいという意見や、保育園や幼稚園、学校種別の主管課の把握と連携、学校で感染症が発生した場合に生じやすい問題等についての意見があった。さらに、平常時からの地域診断

の視点についてさらなる具体化を求める意見があった。

「感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン」については、感染症発生時に備えた保健所内外の体制整備として、個人情報の漏洩防止策、所内関係職員との情報共有、感染症担当保健師と衛生監視員との協働、夜間休日・保健所開庁時の受付票に関する意見があった。また、感染症発生時の対応に従事する保健所職員の健康管理について、感染症防護具の備蓄、ストレス対策に関する意見があった。

## (3) その他の意見

その他の意見として、全体では新人保健師には難しい、イメージしにくいという意見と、新人保健師を対象とするには内容があっさりしているという意見があった。また、感染症業務においても保健師活動の基本は変わらないこと、あらゆる業務において感染症予防の観点から活動を展開していけること、を強調した方がよいという意見があった。

「感染症予防と感染症の早期発見のための保健所保健師活動ガイドライン」については、入職3～4年目の保健所保健師からはより具体性を求める意見があった。他職種からは医療機関や施設を対象とした研修において保健師のリーダーシップを期待する意見、相互の役割を明確にするために日頃から保健師との情報交換を求める意見があった。

「感染症発生時に備えた保健所内外の体制づくりのためのガイドライン」については、これを読めば新人保健師でも最低限の対応ができるようなマニュアルとして、より具体的な内容を期待する意見があった。

「新型インフルエンザ対策に関わる保健所保健師の基本的な活動指針」については、用語の使い方について正確性や統一性を求める意見等があった。

## 5 感染症業務に関する研修企画の目的

昨年度の調査結果から明らかになった感染症

業務に関する研修の課題に基づき、感染症業務に関する研修企画の目的は、

- ①予算の確保と計画的な研修開催時期により感染症業務担当の新任者でも円滑に業務が遂行できるようにすること
- ②現場の課題や実践に役立つ内容とすること
- ③保健師の専門性向上をねらいとする内容とすること
- ④チーム対応が重要であるため、保健師のみならず関係職員も含めた研修プログラムとすることと整理された。

## 6 感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムの作成

### 1) 目的と対象

感染症対策において保健所保健師が感染症対策を担う組織の一員として、また保健師の専門性に依拠して自律した判断と活動ができるために必要な能力育成のために、保健所保健師を対象とした現任教育・研修の企画・担当者が教育・研修内容を検討する際や、現在実施している現任教育・研修を見直す際に参考となることを目的に、感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムを作成した。

### 2) 作成方法

前述した感染症業務に関する保健所保健師の研修ニーズと研修企画の目的を踏まえ、感染症対策において保健所保健師に求められる能力と、保健所保健師に求められる能力別現任教育プログラムの例を示した。

### 3) 感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムに対する意見

ガイドラインと同様の対象に同様の点からヒアリング又は自記式意見記入用紙による意見収集をした。

#### (1) 実践に即した現実性及び有用性からみた現任教育プログラムに対する意見

「感染症担当保健師に求められる能力」については、実際の活動と合致しており有用、分類された能力は実践に即した内容にまとめられ

ている等の意見があり、実践に即していないという意見はなかった。

現任教育プログラムについても、保健所保健師に求められる能力に概ね合致した内容である、という意見であった。

#### (2) 現任教育プログラムについて不足している視点や内容

「感染症担当保健師に求められる能力」については、情報収集・分析能力として平常時より『感染者や家族の支援をするための社会資源が発掘できる』ことが必要ではないかという意見や、「他職種や住民と連携・協働できるための能力」として平常時に『集団施設の自主管理能力を高める働きかけができる』ことや『各施設における感染症担当者を育成できる』ことが必要ではないか、という意見があった。

現任教育プログラムについては、プログラムに取り上げるべき内容として疫学調査のポイントや、感染症予防の基本である標準予防策や根拠法令に関する知識を求める意見や、医療監視や施設指導におけるポイントや課題、施設内の感染症対策担当者を支援する方法等、医療監視や施設指導、医療機関や施設への支援に関する内容を求める意見があった。また、研修方法として、感染症業務を主とした研修だけではなく、その他の業務別研修や階層別研修の中に本プログラム例を盛り込む方法や、前述した医療監視に関する研修については病院における研修の実施等の意見があった。さらに、結核発生時の対応を通して面接や疫学調査の基礎を学び、力量を形成すれば他の感染症にも応用できることから結核発生時の対応を基本に学んでいく研修等の意見があった。

## D. 考察

### 1. 感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン

ヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集により、感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドラインは、活動の

あり方を知り、保健師各自が所属する保健所の管内の状況に合わせて活動を展開するために、新人保健師と感染症業務担当の新任保健師に概ね役立つものであることが確認された。また、感染症業務担当以外の保健師や保健所に勤務する他職種にとっても有用性がある可能性や、体制整備のために担当部署等に提示する資料として活用しうる可能性も示唆された。一方、不足している内容や改善すべき内容も明らかとなり、感染症担当保健所保健師を始めとして入職3～4年目の保健師、他の保健所内職種、保健所保健師を対象とした研修の担当保健師から収集した意見に基づき、ガイドラインを精練したことにより、より実践に即した有用性のあるものになったと考える。

また、各自治体や保健所保健師が工夫して取り組んでいる活動や配慮点は活動の参考になるという意見が多く、保健師が、そのような活動事例の情報を得ることや、他の保健所、並びに、保健師の活動を参考にする意識の重要性も示唆された。

## 2. 感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラム

ヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集により、本研究において整理した感染症対策において保健所保健師に求められる能力は、実践者からみて妥当なものであることが確認された。感染症対策において保健師が看護専門職として判断し、その判断に基づいて活動を展開していくためには、第一に感染症対策において保健所保健師に求められる能力を保健師自身が認識することが重要であると考えられる。

感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムについても、感染症対策において保健所保健師に求められる能力に概ね合致した内容であり、それらの能力を高めることに役立つプログラムであることが示唆された。しかし、研修内容や研修方法等様々なバリエーションが考えられる。特に、感染症業務においても保

健師活動の基本は変わらないこと、あらゆる業務において感染症予防の観点から活動を展開していきけること、感染症の中でも経験することの多い結核発生時の対応を基本に力量を高めいけることを考慮して研修プログラムを検討していく必要がある。また、疫学調査や医療監視・施設指導に関する研修は、感染症対策において保健所保健師に求められる能力や発揮すべき役割からも重要であると考えられる。今後は本研究で作成したプログラムを試行・評価し、さらに精練させていく必要がある。また、都道府県や保健所の状況も様々であり、感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育を企画・実施していく上での考慮点や整備すべき条件をより明確にしていく必要がある。

## E. 結論

感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を明確にすると共に、その活動方法を検討し、感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドラインを作成した。同様に昨年度調査結果から、感染症業務に関する保健所保健師の研修ニーズ及び感染症対策において保健所保健師に求められる能力、研修企画の目的を明確にし、感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラムを作成した。感染症担当等の保健所保健師や保健所内他職種からの意見収集により、ガイドライン及び現任教育プログラムについて、不足している内容や改善すべき内容が明らかとなり、それらの意見に基づいて精練した。ガイドラインは新人保健師と感染症業務担当の新任保健師に役立つものであること、並びに、感染症対策において保健所保健師に求められる能力は実践者からみて妥当なものであることが確認された。現任教育プログラムについては、今後試行・評価し、さらに精練させていく必要がある。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

1. 鈴木久美子, 舟迫香, 青木さぎ里, 工藤奈織美, 塚本友栄, 春山早苗, 山口佳子, 大澤真奈美, 森仁実: 都道府県における保健所保健師に対する感染症業務に関連した研修の現状, 日本地域看護学会第11回学術集会講演集, 78, 2008.
2. 森仁実, 大澤真奈美, 小池亜紀子, 櫻山豊夫, 山口佳子, 鈴木久美子, 春山早苗: 感染症担当保健師からみた保健所保健師の感染症業務に関する学習ニーズ, 日本公衆衛生雑誌, 55(10)特, 336, 2008.
3. 大澤真奈美, 小池亜紀子, 櫻山豊夫, 山口佳子, 森仁実, 鈴木久美子, 春山早苗: 平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態 (第1報), 日本公衆衛生雑誌, 55(10)特, 336, 2008.
4. 工藤奈織美, 塚本友栄, 鈴木久美子, 春山早苗, 青木さぎ里, 小池亜紀子, 舟迫香, 山口佳子, 大澤真奈美, 森仁実, 櫻山豊夫: 平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態 (第2報), 日本公衆衛生雑誌, 55(10)特, 336, 2008.
5. 櫻山豊夫, 工藤奈織美, 塚本友栄, 鈴木久美子, 春山早苗, 小池亜紀子, 舟迫香, 山口佳子, 大澤真奈美, 森仁実: 平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態 (第3報), 日本公衆衛生雑誌, 55(10)特, 337, 2008.
6. 山口佳子, 大澤真奈美, 森仁実, 小池亜紀子, 櫻山豊夫, 鈴木久美子, 工藤奈織美, 塚本友栄, 舟迫香, 青木さぎ里, 春山早苗: 平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態 (第4報), 日本公衆衛生雑誌, 55(10)特, 337, 2008.

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

分担研究報告

感染症予防のための保健所保健師活動ガイドライン

## 感染症予防のための保健所保健師活動ガイドライン

研究代表者 春山 早苗 自治医科大学看護学部教授

**研究要旨：**昨年度実施した、全国の感染症担当保健所保健師を対象とした活動実態調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を明確にすると共にその活動方法を検討し、感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインを作成した。そのガイドラインについて、感染症担当の保健所保健師、並びに、入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種、保健所保健師対象の研修担当職員へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙により意見収集した。その結果、特に医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動、並びに、教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動について、活動上の課題や、その課題への対応等活動上、必要となる視点・考慮点に関する情報や意見を収集できた。それらに基づき感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインを精練した。

### 研究協力者

工藤奈織美 自治医科大学看護学部講師  
小川 貴子 自治医科大学看護学部助教  
舟迫 香 栃木県南健康福祉センター

### A. 研究目的

感染症対策においては、感染症発生時の対応と共に感染症を予防するための活動は重要となる。

本研究の目的は、感染症予防のための保健所保健師の活動実態を調べ、その成果と課題から重要となる保健師の活動や活動方法を明らかにし、感染症予防のための保健所保健師活動のモデルとなるガイドラインを示すことである。

### B. 研究方法

昨年度調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を整理し、その活動方法を検討した。その結果に基づき、感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインの案を作成し、感染症担当の保健所保健師、並びに、入職3～4年目の保健師、その他の保健所内職種等へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集によりガイ

ドラインを精練した。

（倫理的配慮）

ヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙による意見収集を依頼する対象者の所属施設長に対し、文書により本研究の趣旨及び協力を依頼し、了解を得た。ヒアリング対象者に対し、文書により本研究の趣旨等を説明し、文書又は口頭により研究協力への同意を得た。自記式意見記入用紙による意見収集を依頼する対象者へも文書により同様に説明し、自記式意見記入用紙の返信をもって同意が得られたとみなした。

### C. 研究結果

#### 1 感染症予防のために重要となる保健所保健師の活動

昨年度調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症予防のために重要となる保健所保健師の活動を整理した。

その結果、感染症予防のために重要となる保健所保健師の活動は、医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動、教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動、感染症予防のための啓発活動（健康教育や研修）、予防接種の推進活動、感染症予防活動としての相談対応、と整理された。

## 2 感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインの作成

前述した感染症予防のために重要となる保健所保健師の活動を骨子に、調査や文献検討等研究過程で知り得た各自治体や保健所保健師が工夫して取り組んでいる活動事例や配慮点を取り入れ、より具体的な活動方法を示すよう務めた。

## 3 感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインについての意見

感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインについて、「実践に即した現実的かつ有用性のあるものかどうか」、「不足している視点や

内容はあるか」、「その他の意見はあるか」という点からヒアリング又は自記式意見記入用紙による意見収集をした。対象は、4都県、12カ所の保健所等の感染症担当保健所保健師（経験者を含む）12名、入職3～4年目の保健師4名、その他の保健所内職種6名、研修担当保健師1名、計23名であった。

### 1) 実践に即した現実性及び有用性からみたガイドラインに対する意見（表1）

表1 実践に即した現実性及び有用性からみた感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインに対する意見

対象 活動骨子	感染症担当保健所保健師 (経験者を含む)	入職3～4年目の 保健所保健師	保健所内の 保健師以外の 職種	研修担当 都道府県保健師
○全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容毎に具体的にまとめられ、わかりやすい。</li> <li>活動事例が複数掲載されており、実践的な活動が理解しやすい。</li> <li>感染症担当保健師として重要な視点について知ることができた。</li> <li>全体のイメージや流れがつかめる内容であり、新任保健師には有用である。</li> <li>以前は発生時対応に追われていたが、数年前に感染症の係が設置され感染症担当保健師の数が増え、予防活動にも力を入れられるようになった。よって、予防活動について記載されているので良かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療監視のメンバーにどのような保健師が入るかは保健所によって異なる。役職のある保健師に決められている保健所もあれば、新人でもメンバーに入る保健所もある。新人や経験の少ない保健師にとって、ガイドラインの「医療監視や施設指導のポイント」はとても役立つものである。</li> <li>施設指導について、実際の活動事例があり実用的である。</li> <li>感染症業務の経験がなくても、役割をイメージすることに活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コラムや事例が盛り込まれ、非常に具体的でよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動事例は非常に参考になる。</li> </ul>
○医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノロウイルスの嘔吐物の処理についての施設指導について、必要物品の購入のために100円ショップを利用するという工夫は、費用がなく物品を用意できない施設が実際にあるのでよい。</li> <li>施設指導の項の「標準的な感染予防対策としての手洗い」「施設内の衛生管理」「ノロウイルスの嘔吐物の処理」はわかりやすい。</li> <li>「医療機関や施設内を歩いて、見る」ことが大切」という点は非常に納得がいく。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>指導のポイントが具体的に指導の際のチェックリストとしても活用できる。</li> <li>ノロウイルスの嘔吐物の処理についての施設指導について、必要物品の購入のために100円ショップを利用することは、施設の立場に立ったおもしろい発想である。</li> </ul>

全体的には、活動事例が複数掲載されており具体的でわかりやすい、経験がなくても感染症業務における保健所保健師の役割が理解できる、という意見があった。その他、「医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染

症予防活動」の項について、指導のポイントが役立つものである、施設側の立場に立った具体的なアイデアがよい、施設内を見て歩くことが大切という点は納得がいく、等の意見があった。

表2 感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインについて不足している視点や内容

対象 活動骨子	感染症担当保健所保健師 (経験者を含む)	保健所内の 保健師以外の職種
○全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動において疾患等の基礎知識を身につけることの重要性。感染症の発生やまん延の原因となり得ることが理解できていなければ予防活動はできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的で良いが、新人向けと考えると、保健所の役割や指導のポイントがあっさりしているように感じる。</li> <li>・保健所保健師が必ずしも全ての住民や施設にとって身近な存在ではないことを踏まえ、今以上に積極的な姿勢をもつ必要性が示されるとよい。</li> </ul>
○医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師は医療法に関する知識が少ない傾向があるため、医療監視や施設指導に関する法的根拠が示されているとよい。</li> <li>・医療監視においては事前に前回の指導内容を確認しておき、それに基づいて指導することが重要である。また、改善シート等を渡して医療機関が改善すべき点をきちんと認識し取り組めるようにすることが必要である。</li> <li>・医療監視のポイントについて、「院内感染対策委員会が機能しているか」は重要なもので、最初の方であった方がよい。中小の医療機関では、院内の感染症発生状況を把握できる仕組みを作ることが必要である。</li> <li>・施設指導のポイントとして、マニュアルは職員がいつでも見ることのできる場所に置かれているか、マニュアルが更新されているか、どのような文献・資料を参考にしたマニュアルであるか、ということも重要である。</li> <li>・医療機関や施設ではマニュアルがあっても活用されていない場合もある。</li> <li>・社会福祉施設等においては、「毎回の手洗いは水がもったいない」という利用者に対し感染症対策のために必要であることを説明できなかったり、「手袋やマスクをつけてケアするのは利用者に対して申しわけない」と標準予防策を実施しなかったりする職員がみられる場合もある。介護職やその他の職員、利用者の感染症予防に対する意識を高めていくことが保健所の重要な役割となる。</li> <li>・嘔吐物の処理はノロウイルスに限定せず感染症胃腸炎として、その共通内容を示した方がよい。</li> <li>・「排泄物(便)等」とあるが、尿や吐物も記載しておいた方がよい。「子どもの尿は清潔だから」と、汚れたおむつをビニール袋にも入れずに持ち帰らせている保育園もあった。</li> <li>・「ゾーニング」を意識することが大切である(2)。床にビニールテープを貼って清潔区域と不潔区域を区分けする等して意識をしてもらうと効果的である。トイレに精製水や清拭用のタオル等を置いておく病院もある。物品の準備等は看護助手が行うことが多く、看護師の目が行き届いていない場合もある。</li> <li>・「おむつ交換車の使用はできるだけやめる」とあるが実現可能か。</li> <li>・院内における感染症の発生状況や職員が参加した各種研修会のフィードバックがなされていない場合がある。</li> <li>・施設からの講演依頼を施設指導の契機としていけること。</li> <li>・保健所に集めて行う研修、各施設から1~2名の参加にとどまり、その後各施設職員全体への周知徹底は難しいことが多い。施設職員全体の感染症対策への関心を高め取り組めるようにするには、施設に出向いて行う研修がよい。</li> <li>・施設側の定例会議(保育園長会や養護教諭の会議等)の際に10~15分時間をとってもらい、保健所側が出向いて「感染症発生時には保健所に連絡を」とよびかけている。この方法なら、相手側の負担が少なく、感染症対策にあまり積極的でない施設にも働きかけることができる。</li> <li>・施設に働きかける際には所管課との調整が必要であり、連携の基盤づくりとなる。特に介護保険関係の事業所については、所管課との連携が重要である。</li> <li>・施設に対し、感染症発生時には所管課と保健所の両方に報告するよう依頼している。こうすると、所管課も感染症対策に積極的に関わってくれるようになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設指導の項で、手洗い以外のポイントは必要ないのか。</li> <li>・医療監視については医療法に身分証明書を携帯し提示することが規定されていることを記載した方がよい。</li> </ul>



表2 感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインについて不足している視点や内容(つづき)

対象 活動骨子	感染症担当保健所保健師 (経験者を含む)
○教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動の部分はもっと強調する必要がある。</li> <li>・教育機関に対しては根拠法令や通知がないために、例えば、感染症予防や、感染症の発生の状況、動向、及び原因を明らかにする目的で、児童生徒の健康状態や予防接種率等の情報提供を依頼しても、個人情報の保護や保護者の反応を理由に、なかなか情報を得られない等、感染症対策への協力を得ることに困難が生じる場合がある。</li> <li>・小中学校や高校、大学では連携すべき対象や情報の流れが異なることも記載しておいた方がよい。</li> <li>・主管課との連携が重要である。小中学校は市町村教育委員会、高校は都道府県教育委員会となる。養護教諭のネットワークを通じて情報提供をすることもできる。</li> <li>・高校や大学には小中学校とは異なる困難が生じやすいことも考慮する必要がある。例えば、まん延防止策として休校にしても遊びに出かけてしまい感染が拡大したり、その時点の学生の健康状態を把握したくても大学にその仕組みがなかったり、実家を離れて生活している学生が保険証を持っていなかったり、経済的な理由等から受診が遅れ重症化したり、という事例があった。</li> <li>・留学生や日本語学校の生徒の場合には、治療継続に関連して保険証や在留資格の有無が問題となる。各学校に対し留学生等が保険証を取得する方法について周知しておき、学生が感染症に罹患した際に教員から情報提供ができるようにすることが必要である。このような経済的な問題を考慮した対応が重要である。</li> <li>・寮のある大学の場合には、そこが集団生活施設であることも忘れずに対応する必要がある。</li> <li>・保育園と幼稚園では主管課が異なることも注意を要する。</li> <li>・教育委員会の中でも、教育活動を所管する部署と健康管理を所管する部署が異なっていることもあり、確認しておく必要がある。学級閉鎖が必要な場合は、保健所と健康管理を所管する部署がトップレベルで話し合う必要がある。学習を優先して考えがちな学校側に対し、感染症まん延防止の観点から学級閉鎖などの対応の必要性を理解してもらうことが重要となる。</li> </ul>
○感染症予防のための啓発活動(健康教育や研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対して、感染症に対する差別や偏見をなくし、感染者を解雇しないよう普及啓発することが必要である。派遣やパート等、非正規雇用者の場合は、特に解雇を恐れて感染していることを報告しない場合がある。</li> </ul>

## 2) ガイドラインについて不足している視点や内容(表2)

意見が出されたのは経験者を含む感染症担当保健師及び保健所内の保健師以外の職種からのみであった。

全体としては、感染症の発生やまん延の原因となり得ることが理解できていなければ予防活動はできないので、感染症の基本的な知識を身につけることの必要性を強調したほうがよいという意見があった。

活動骨子別では、「医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動」の項について、医療監視や施設指導の法的根拠を示したほうがよいという意見や、医療監視や施設指導において確認すべきポイントに加えるべきポイント、施設職員全体の感染症対策への関心を高めていく保健所の役割、嘔吐物・排泄物の処理、ゾーニング、施設を対象とした研修の方法や契機、施設の市町村・区所管課との連携等についての意見であった。「教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動」の

項については、教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動の重要性をもっと強調したほうがよいという意見や、小中学校、高校、大学、さらには保育園、幼稚園の窓口を確認しておく必要性や主管課との連携、高校や大学で感染症が発生した場合に生じやすい困難、留学生や日本語学校の場合に生じやすい問題、寮の場合の対応等についての意見であった。「感染症予防のための啓発活動」の項については、偏見や差別をなくし、感染症に対する理解を深めるために企業へ働きかける必要性についての意見であった。

## 3) その他の意見(表3)

その他の意見として、新人保健師には難しい、イメージしにくい、のではないかという意見があった。また、感染症業務においても保健師活動の基本は変わらないこと、あらゆる業務において感染症予防の観点から活動を展開していき、を強調したほうがよいという意見があった。

表3 感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインに対するその他の意見

対象 活動骨子	感染症担当保健所保健師 (経験者を含む)	入職3～4年目の 保健所保健師	保健所内の 保健師以外の職種	研修担当 都道府県保健師
○全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動」から始まる本ガイドラインは、新人保健師にとっては難しく、とっつきにくいのではないかと。</li> <li>・新人にはわかりにくいのではないかと。</li> <li>・感染症業務は他の業務と切り口が違うだけで、保健師活動の基本は変わらないことがイメージできるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人保健師は実際に医療監視をする機会がないため、具体的にイメージすることが難しい。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症業務に限らず、あらゆる業務において感染症予防の観点から活動を展開していけること及び展開していく重要性を強調した方がよい。</li> </ul>
○医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「感染症予防のための医療監視や施設指導のポイント」について、医療監視と施設指導の共通事項、各々に特徴的事項と、整理した方がよい。</li> <li>・「排泄物の処理」や「感染性胃腸炎」の際の消毒薬の濃度が、自分が所属する自治体のマニュアルに示されている濃度と異なる。</li> <li>・市区型保健所では、保健所と所管課が同じ自治体の職員なので連携しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設における感染症予防のための保健指導の項の、「施設入所者の人権に配慮する」「施設入所者の特性や施設設備等を考慮した」、二次感染予防のための保健指導の項の「二次感染者発生のプロセスを詳細に調査・分析」するための情報収集項目が具体的に示されるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療監視や施設指導を契機に医療機関や施設の職員への教育・研修に保健師は協力していくことができる、とあるが保健所内職員研修でも保健師はリーダー的存在であり、医療機関や施設を対象とした研修においてもリーダーシップを発揮してもらうことを期待する。</li> <li>・研修の頻度、手洗いの時間、排泄物の処理における消毒薬の濃度など引用文献をきちんと示した方がよい。</li> </ul>	
○教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動			<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会との協働による感染症予防活動の事例があるが、例えばDOTSについては薬剤師ができることは何か、保健師が薬剤師に期待することは何か等、日頃から情報交換ができるとよい。</li> </ul>	
○感染症予防のための啓発活動(健康教育や研修)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設は数が多いので保健所に来てもらい、食品衛生部署と一緒に研修会を実施している。その際に、報告書様式を配付して周知している。</li> </ul>			

活動骨子別では、「医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動」の項について、入職3～4年目の保健所保健師からはより具体性を求める意見、他職種からは医療機関や施設を対象とした研修において保健師のリーダーシップを期待する意見等があった。「教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動」の項については、他職種から、相互の役割を明確にするために日頃から保健師との情報交換を求める意見があった。「感染症予防のための啓発活動」の項については、数

の多い高齢者施設を対象とした研修方法についての意見があった。

#### D. 考察

実践に即した現実性及び有用性からみたガイドラインに対する意見から、感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインは、新人保健師には難しいのではないかとという意見もあったが、新人保健師や感染症業務担当の新任保健師に概ね役立つものであることが確認された。各自治体や保健所保健師が工夫して取り組

んでいる活動事例は、感染症業務における保健所保健師の役割を理解し、活動方法を考えていく上で大いに参考になることが示唆された。

しかし、ガイドラインには不足している視点や内容もあり、収集した意見に基づきガイドラインを精練した。

新人保健師にわかりにくい等の意見から、構成を変えた（表4）。

表4 感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインのヒアリング等後の構成

- |                                      |
|--------------------------------------|
| I 感染症の基本的な知識を身につけること                 |
| II 感染症予防のための活動                       |
| 1. 感染症予防活動としての相談対応                   |
| 2. 感染症予防のための啓発活動(健康教育や研修)            |
| 3. 医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動 |
| 4. 教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動             |
| 5. 予防接種の推進活動                         |

「医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動」の項と、「教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動」の項への意見が多かったため、特に両項を精練した。

「医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動」の項では、医療監視や施設指導の法的根拠を示した。医療監視は医療法<sup>1)</sup>に明記されているが、保健所の施設指導は複数の法や規定<sup>2)~11)</sup>の解釈により実施されていることから、保健師もそれを理解しておくことが必要である。また、感染症担当保健師の意見から、中小の医療機関や施設においては、感染対策委員会が設置されていない、設置されていても開催されていない場合があること、マニュアルが作成されていても職員の手の届かない所に置かれていたり、見直しがなされていない場合があること、施設においては職員の感染症対策への関心が低かったり、意識の差があったりすること、研修も一部の職員にとどまり職員全体へ周知されていない場合があることが明らかになり、そのような点を把握して指

導・支援できるよう『医療監視や施設指導において確認すべきポイント』に加えた<sup>5)~7)</sup>。感染症担当保健師等の意見から、施設職員全体の感染症対策への関心を高めていくことが課題であり、保健所の役割として重要であることが示唆された。そして、各施設から感染症対策に関わる講話や研修依頼があった場合は、それを良い契機と捉え、可能であれば施設に出向いて実施することが効果的であると考えられた。また、各施設の市町村・区所管課への情報提供や情報共有は当該所管課の感染症対策への関心を高め、感染症対策において協働していく基盤づくりとなるため重要であることも確認できた。

施設指導について、施設内の衛生管理としてゾーニングの視点を加えるとともに、嘔吐物・排泄物の処理、手洗い等の方法については複数の文献<sup>12~18)</sup>を参考に内容を精練した。

「教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動」については、その重要性と活動を強化する必要性が確認された。一口に学校といっても、主管課が異なり、保健師はそれらを把握しておき感染症予防活動において協働することによって発生時の迅速な対応にもつながると考えられる。また、発達段階によって生じやすい困難、留学生等への対応や寮をもつ学校の場合等、まん延防止のために特に配慮を要する場合があるので、保健師は管内にある学校の特徴を把握しておき、また感染症発生時に学校側の協力を得て対応できる日頃からの関係づくりが重要であることも確認できた。

「感染症予防のための啓発活動」については、今後は事業所への働きかけが課題であると考えられた。

## E. 結論

昨年度実施した、全国の感染症担当保健所保健師を対象とした活動実態調査結果の詳細な分析に文献検討を加え研究者間で討議し、感染症対策における平常時の保健所保健師として重要となる活動を明確にすると共にその活動方法を

検討し、感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインを作成した。そのガイドラインについて、感染症担当等の保健所保健師、並びに、その他の保健所内職種へのヒアリング、並びに、自記式意見記入用紙により意見収集した。その結果、感染症予防のための保健所保健師活動ガイドラインは、活動事例が複数掲載されており具体的でわかりやすい、経験がなくても感染症業務における保健所保健師の役割が理解できる、という意見が得られ、新人保健師や感染症業務担当の新任保健師に概ね役立つものであることが確認された。しかし、ガイドラインには不足している視点や内容もあり、収集した意見に基づき、特に「医療監視や施設指導を契機とした医療機関や施設に対する感染症予防活動」、並びに、「教育委員会・教育機関に対する感染症予防活動」の項についてガイドラインを精練した。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

1. 工藤奈織美、塚本友栄、鈴木久美子、春山早苗、青木さぎ里、小池亜紀子、舟迫香、山口佳子、大澤真奈美、森仁実、櫻山豊夫：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第2報）、日本公衆衛生雑誌、55(10)特、336、2008。
2. 櫻山豊夫、工藤奈織美、塚本友栄、鈴木久美子、春山早苗、小池亜紀子、舟迫香、山口佳子、大澤真奈美、森仁実：平常時における感染症対策に関わる保健所保健師の活動実態（第3報）、日本公衆衛生雑誌、55(10)特、337、2008。

## H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

## 引用文献・参考文献

- 1) 医療法、昭和23年7月30日 法律第205号、最終改正 平成19年7月6日 法律第110号。

- 2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、平成11年3月31日 厚生省令第39号、最終改正 平成20年9月1日厚生労働省令第137号。

- 3) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準、平成11年3月31日 厚生省令第40号、最終改正 平成20年9月1日厚生労働省令第137号。

- 4) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準、平成11年3月31日 厚生省令第41号、最終改正 平成20年9月1日厚生労働省令第137号。

- 5) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について、平成12年3月17日 老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知。

- 6) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について、平成12年3月17日 老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知。

- 7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について、平成12年3月17日 老企第45号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知。

- 8) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について、平成20年9月1日老計発第0901001号・老振発第0901001号・老老発第0901001号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知。

- 9) 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について、平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号 厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。

- 10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医